

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事(光ケーブル)に関する基本協定書(案)

国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長 牟田 弘幸 (以下「甲」という。 )と、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇(以下「乙」という。 )とは、災害時等応急対策工事(光ケーブル)の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間、又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長若しくは応援対策本部長(九州地方整備局長)等から出動要請があった場合は、甲の直轄管理区間以外(他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体)において発生した災害等により、緊急的に行う応急対策工事(光ケーブルの応急復旧を主とする)に関し、これに必要な組織及び労力等の確保並びにその動員の方法を定め、もって、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

(実施内容)

第2条 甲は、第3条に定める区間において災害等が発生し又は発生のおそれがある必要と認めるときには、乙に応急対策工事を要請することができるものとする。

2 乙は前項の要請があった時は、特別な理由がない限り、現地状況を把握し、甲の指示により当該箇所の光ケーブル復旧等のための応急対策工事を実施するものとする。

3 乙は、これらの工事を適切に対応ができるよう河川情報センター、日本道路交通情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

(実施区間)

第3条 工事の実施区間は、原則として以下のとおりとするが、被災状況等により、必要に応じて遠賀川河川事務所管内の他の地域も含むものとする。

〇〇出張所、〇〇出張所管内 (協定締結時に記載)

(甲の管理区間外での実施)

第4条 甲は、前条の規定にかかわらず、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長又は応援対策本部長(九州地方整備局長)等から出動要請があった場合は、甲の直轄管理区間以外(他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体)について第2条第1項の要請ができるものとする。

2 乙は、前項の要請への対応が可能と判断した場合には、甲の指示により応急対策工事を実施するものとする。

(資機材等の報告)

第5条 乙は、予め災害等に備え、資機材等の数量及び技術者等の動員体制を把握し書面により甲に報告するものとする。

2 前項の報告内容に著しい変動があった場合、又は甲の要請があった場合は保有状況等を速やかに甲に書面により報告するものとする。

3 甲は、甲の保有する資機材等について、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第6条 甲及び乙は、それぞれから要請のあった場合は、特別な理由がない限り、それぞれに対し資機材等を提供するものとする。

(出動の要請)

第7条 甲は、乙に対し第3条又は第4条の実施区間における具体的な現地状況に応じ、応急対策工事のための出動を書面、又は電話等の方法により要請するものとする。

(訓練)

第8条 乙は、甲が主催または参加する防災訓練や操作訓練に、甲からの参加依頼があった場合には、参加するものとする。

(工事の指示)

第9条 工事の直接の指示は、防災情報課長等(以下「担当職員」という。)が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(工事の実施)

第10条 乙は、第7条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し、応急対策工事を実施するものとする。

2 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間及び使用資機材等を担当職員に口頭で伝えた上で、乙は書面により甲に報告するものとする。

(契約の締結)

第11条 甲から出勤要請があった場合には、甲及び乙は速やかに工事請負契約書を締結するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

本協定締結後、甲乙いずれかの申し出により、本協定は廃止することができるものとする。

(その他)

第13条 この協定に疑義を生じた事項又はこの協定に規定していない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年 3月24日

甲 国土交通省九州地方整備局  
遠賀川河川事務所長 牟田 弘幸

乙 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇